

豊見城市立小中学校

保護者の皆様

豊見城市教育委員会

教育長 照屋 堅二

(公印省略)

新型コロナウイルス感染症拡大防止へのご協力について（依頼）

時下、日頃より本市の感染症対策へのご理解とご協力に感謝いたします。

さて、1月7日（金）には国から1都3県に対し緊急事態宣言が発出されました。県内におきましても新型コロナウイルス感染症の収束が見えない中、同日、県教育委員会より各学校地域の感染レベルの発表があり、本市を含む多くの地域で「感染レベル3」に引き上げ、いつその感染症対策及び指導を徹底する旨の通知が届いております。市内におきましては、各学校の適切な対応と保護者の皆様のご協力により感染等の大きな広がりを見せておりませんが、依然として予断は許さない状況です。

そこで、以下の点につきまして改めてご理解頂き、協力して感染拡大防止に努めてまいりたいと存じますのでよろしくお願いいたします。

記

1 新型コロナウイルス感染症に係る「出席停止」について

- ① お子様に発熱等の風邪症状がみられる場合は、学校保健安全法第19条に基づき「出席停止」といたします。
- ② お子様が感染した場合や濃厚接触者に指定された場合も保健所が指示する期間、学校保健安全法第19条に基づき「出席停止」といたします。
- ③ 「感染レベル2以上」の段階では「お子様に発熱等の風邪症状がみられる場合に加え、同居のご家族に発熱等の風邪症状がみられる場合」も、学校保健安全法第19条に基づき「出席停止」といたします。

※また、同居の家族が保健所や医療機関等の指示により、「PCR検査を受けることになったとき」及び、「PCR検査の結果待ちの状態」になった場合には、速やかに、学校にご連絡いただき、お子様の登校についてご相談をお願い致します。

※その他にも、お子様や同居のご家族が普段の状態とは異なり、体調不良等を感じる場合にも、登校について、学校、教育委員会へ早めにご相談ください。

学校における集団感染の防止に、是非とも御理解と御協力をお願い致します。

2 いじめ・誹謗中傷の防止について

- ・感染者や濃厚接触者等に対する不当な差別や偏見、いじめ、SNSでの心ない書き込みなどは、決して許されません。人権侵害につながるような、公的機関の発信する正確な情報に基づいた、冷静な行動をお願いします。

3 その他

- ・朝の検温の確実な実施など、継続してお子様の健康を観察し、発熱等の風邪症状がみられる場合は、保健所や医療機関へ相談してください。
- ・新型コロナウイルス感染症への感染リスクにより、登校不安がある場合も園、学校へご相談ください。

※ レベル3では、休み時間毎の手洗い、身体的距離の確保等が追加されております。

【本件の担当】

豊見城市教育委員会 学校教育課
TEL : 850-0035 FAX : 850-1860